

令和7年度版



ゼロカーボンシティふくろい推進事業補助金のご案内

ゼロカーボンシティふくろいを実現するため、地球温暖化対策に資する事業を実施した方に、予算の範囲内で補助金を交付します。

交付要件 全て満たす方

- ①対象機器を令和6年4月1日以降に購入した方
- ②対象者が個人のものは、自らが居住する住宅に設置した方
- ③過去に同じ事業（機器）の補助金を受けていない方
- ④市税を完納している方

対象機器等	補助金額 購入価格または対象経費の 1/2以内	対象者
住宅用太陽光発電システム ※余剰買取契約を締結していること	既存建物のみ対象 2.5万円/kW 上限10万円	個人
事業用太陽光発電システム（事業所・自治会用） ※余剰買取契約を締結していること	既存建物のみ対象 2.5万円/kW 上限10万円	事業所・自治会
家庭用蓄電池 ※既存建物の住宅用太陽光発電設備と同時設置 または既に設置済みであること	既存建物のみ対象 10万円	個人
家庭用コージェネレーションシステム	6万円	個人
集合住宅用EV充電器 ※クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた 充電・充電インフラ等導入促進補助金（国庫 補助金）を受けていること	5万円	個人・事業所
脱炭素コベナンツローン取扱手数料 （補助対象ローン等の調達に係る手数料） ※袋井市と連携協定を締結した金融機関と 温室効果ガスの削減を条項に含むローン契約 を締結していること ※1事業者1回限りとする	10万円	事業所

申請の時期

随時受付。事業実施（設置・購入）後に申請してください。

申請窓口

袋井市役所 2 階環境政策課、浅羽支所 1 階市民サービス課
※電子申請も受け付けております。

窓口申請に必要なもの

申請書に記載されている添付書類、振込口座の分かるもの

◇申請書は市ホームページからダウンロードできます。

袋井市 再生可能エネルギー 検索



お問合せ

袋井市環境政策課環境企画係

(TEL) 0538-44-3135

(E-mail) kankyou@city.fukuroi.shizuoka.jp